

四條畷市部活動のあり方に関する方針

平成 30 年 12 月
四條畷市教育委員会

本方針策定の趣旨等

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

- ・ スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化活動を継続する資質や能力を育てる
- ・ 体力の向上、健康の増進、文化の創造等につながる
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす
- ・ 互いに競い、励まし、協力するなかで友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間、指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは違う人間関係の形成につながる

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げてしまうという問題とともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになってしまっている。

このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。

なお、文化部活動については、ガイドラインの趣旨の他、「適切な運営のための体制の整備」、「適切な休業日等の設定」に関し、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた扱いとする。

本方針は、市立中学校の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで運動や文化活動の習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや文化活動の継続を実現するための資質、能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的、効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導、運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 市教育委員会は、スポーツ庁のガイドラインに則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「四條畷市部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 学校は、市教育委員会がアで定める「四條畷市部活動のあり方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表するよう努める。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。
- エ 市教育委員会は、上記イ・ウに関し、各校において部活動の活動方針、計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導、是正を行う。
- ウ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たり、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導、是正を行う。

イ 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であり、また、過度の練習がスポーツ障害、外傷のリスクを高め、必ずしも体力、運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。そのうえで、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うべく、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携、協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、部顧問は、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。

その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や「運動部活動等における熱中症事故の防止等について（通知）」（平成30年7月24日付け嘱教学第1512号）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域、時間帯においては活動を原則として行わないよう、種々適切に対応する。

3 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医、科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究をも考慮し、以下を基準とする。

【中学校】

○ 休養日の設定は以下の通りとする。

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（ノークラブデーを設定するなど平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取り、また部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的、効率的な活動を行う。

なお、朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担とならないよう工夫し配慮すること。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態、競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単

位での活動頻度、時間を定める。

ウ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況を踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応する。